

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、静岡県立新居高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、われわれの生活に民主主義の精神を徹底させ、社会的・公民的修練をなし、かつ個性の伸長、人格の向上を図るとともに、明るく楽しい学園をつくることを目的とする。

第3条 本会は、本校に在学する全日制生徒全員をもって組織する。

第4条 本会の会員は会費を納入する。

第5条 本会には校長が任命する次の役員をおく。

- (1) 生徒会長（会員の選挙による。）
- (2) 副会長（会長の指名による。）
- (3) この会則に規定する役員

第6条 生徒会長は、本会を代表するとともに生徒会の業務全般を統一し、執行委員会を主宰する。

2 副会長は会長を補佐し、会長の不在又は職務遂行不能の場合は代行する。

第7条 役員の内任期は次のように定める。

- 1 役員の内任期は原則2期制とし、前期は1月から6月、後期は7月から12月までとする。
- 2 役員は、任期満了した後も後任のものが就任するまでその職務を行う。
- 3 役員の内補充は、適宜行うことができる。その任期は当該期末までとする。

第2章 議決機関及び執行機関

第8条 本会には次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) HR代表委員会
- (3) 執行委員会
- (4) 生活委員会
- (5) 保健委員会
- (6) 交通安全委員会
- (7) 体育委員会
- (8) 応援委員会
- (9) 文化祭実行委員会
- (10) 選挙管理委員会
- (11) 美化委員会
- (12) 図書委員会
- (13) 放送委員会
- (14) 会計委員会
- (15) HR会

2 その他必要な場合は、HR代表委員会の決議によって特別委員会を設けることができる。

第9条 各機関には本校職員を顧問におく。

第10条 各機関は、顧問の助言を得て、委員長が召集する。

第1項 生徒総会

第11条 生徒総会は、生徒会の最高決議機関である。

第12条 総会には次の役員をおく。

- (1) 議長 1名（HR代表委員会議長が兼ねる。）
- (2) 副議長 1名（議長の指名）
- (3) 書記 2名（ 〃 ）

第13条 議長は顧問の助言を得て総会を招集し、議事を司会する。

第14条 副議長は議長を補佐し、議長の不在又は職務遂行不能の場合は代行する。

第15条 書記は議事録の作成、その他の庶務を司る。

第16条 総会は、会員の2/3以上の出席を得て成立し、出席者の過半数の賛成で議決することができる。

第17条 総会は次のことを行う。

- (1) 生徒会に関する規約ならびに細則の決定及び改正
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 執行委員会において、総会の承認が必要と判断された事項

第18条 次のいずれかの手続きによって、特に総会の議決を必要とすることを認められた事項については、前条の規定にかかわらず総会の議決を求めなければならない。

- (1) HR代表委員会の全委員の2/3以上の議決
- (2) 校長の指示

第19条 総会は年1回開く。ただし前条各号の場合は臨時総会を開くことができる。

第2項 HR代表委員会

第20条 HR代表委員会は、会員全体の意思を代表する議決機関である。

第21条 HR代表委員会は、次のとおり組織する。

- (1) 議長 1名（生徒会長が兼ねる。）
- (2) 副議長 2名（議長の指名）
- (3) 書記 2名（ 〃 ）
- (4) 委員長 1名（委員の互選による。）
- (5) HR代表委員 各HR 2名

第22条 HR代表委員会は次の事項について討議し、議決する。

- (1) 執行委員会より提出された問題
- (2) 各機関より提出された問題
- (3) 校長より諮問された問題
- (4) その他議長が必要と認めた事項

第23条 HR代表委員は、所属するHRの会員から選出し、HRを代表し、各HRの連絡決議、HR活動に関する研究協議を行う。

2 HR代表委員は、HR代表委員会に出席し、それぞれ議決権を有するとともに、HR代表委員会における討論、決議事項をHRに報告する。

第24条 HR代表委員の任期は2期制とし、前期は4月から9月、後期は10月から翌年3月までとする。

第3項 執行委員会

第25条 執行委員会は、本会活動の企画及び執行にあたり、次のことを行う。

- (1) HR代表委員会及び総会への原案提出
- (2) 各機関への出席及び説明 ただし議決権を有しない。
- (3) 総会及びHR代表委員会の決定事項の伝達及び執行
- (4) 予算案の作成及び決算の報告
- (5) 生徒会行事の企画、準備及び実施
- (6) 諸記録の保管

第26条 執行委員会は次のとおり組織する。

- (1) 委員長 1名（生徒会長が兼ねる。）
- (2) 副委員長 1名（副会長が兼ねる。）
- (3) 書記長 1名（生徒会長の任命による。）
- (4) 会計長 1名（同上）
- (5) 行事实行委員長 1名（同上）
- (6) 執行委員 若干名（同上）

第27条 執行委員長は執行委員会を統轄し、顧問の助言を得て、会務を運営する。

第28条 書記長は書記2名をおくことができ、協力して次のことを行う。

- (1) 執行委員会全般に関する事務
- (2) 資料の収集、記録、保管

第29条 会計長は会計2名をおくことができ、協力して次のことを行う。

- (1) 生徒会予算の出納
- (2) 予算、決算その他の会計事務

第4項 HR会

第30条 HR会は所属するHR全員で構成され、生徒会活動の基本となる。

第31条 HR会には次の委員をおく。委員は、各委員会委員を兼ねる。

- (1) HR代表委員 男女各1名（HRの男女構成により不可能な場合はこの限りでない。）
- (2) 生活委員 2名
- (3) 保健委員 1名
- (4) 交通安全委員 2名
- (5) 体育委員 2名
- (6) 応援委員 2名
- (7) 文化祭実行委員 2名
- (8) 選挙管理委員 2名

- (9) 美化委員 2名
- (10) 図書委員 1名
- (11) 放送委員 1名
- (12) 会計委員 1名
- (13) 進路委員 2名

2 HRは必要に応じて、その他の委員、係りをおくことができる。

第32条 HR会の委員の任期は次のように定める。

- 1 生活委員、保健委員、応援委員、文化祭実行委員、選挙管理委員、図書委員、放送委員、進路委員の任期は4月から翌年3月の1年とする。
- 2 HR代表委員、交通安全委員、体育委員、美化委員、会計委員、その他の委員、係りの任期は2期制とし、前期は4月から9月、後期は10月から翌年3月までとする。
- 3 委員は任期満了した後も、後任のものが就任するまでその職務を行う。

第33条 HR会は、HR担任の助言を得てHR代表委員が主宰する。

第5項 各委員会

第34条 委員会は、HRより選出された委員をもって組織し、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名（委員の互選）
- (2) 副委員長 1名（ 〃 ）
- (3) 書記 2名（ 〃 ）

第35条 生活委員会は、風紀等と防災に関する専門の執行機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 会員の校内、校外における風紀の維持と高揚に関すること
- (2) 校内の募金活動及びボランティア情報等の伝達
- (3) 防災に関する学校行事の推進と啓蒙
- (4) その他顧問の指示による事項

第36条 保健委員会は、保健に関する専門の執行委員会で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 保健・衛生の向上に関すること
- (2) 施設の整備、保全に関すること
- (3) 校内の美化、清掃に関すること
- (4) 社会福祉事業等への協力
- (5) その他顧問の指示による事項

第37条 交通安全委員会は、交通安全に関する専門の執行委員会で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 会員の交通道德、マナーの高揚
- (2) 登下校時の交通指導
- (3) 自転車の点検
- (4) 交通安全に関する街頭指導等
- (5) その他顧問の指示による事項

第 38 条 体育委員会は、体育行事に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、校内体育諸行事の企画立案をし、実施する。

第 39 条 応援委員会は、応援行事に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、応援諸行事の企画、立案をし、実施する。

第 40 条 文化祭実行委員会は、校内文化行事に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、主に文化祭の企画立案し、実施する。

第 41 条 選挙管理委員会は、顧問の助言を得て、生徒会役員の選挙、投票が公正に行われるよう管理する。

第 42 条 選挙管理委員会は、生徒会長の選挙に関し、次のことを行う。

- (1) 選挙要項の作成、選挙公示
- (2) 立候補の受付、候補者名簿の作成、公示
- (3) 選挙運動の管理
- (4) 立会演説会の開催
- (5) 投票に関する準備
- (6) 投票場の管理
- (7) 開票及び結果の公示
- (8) 立候補のない場合の候補者の推薦、管理

第 43 条 美化委員会は、校内美化に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、清潔で生活しやすい学校にするため、次のことを行う。

- (1) 掃除状態の点検
- (2) 清掃用具の管理、点検
- (3) 校内の衛生状態の調査点検
- (4) 校内美化の呼びかけ
- (5) その他顧問の指示による事項

第 44 条 図書委員会は、図書館の管理、運営に協力する機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 読書活動の推進
- (2) 図書の整理、貸出業務
- (3) 購入図書の選択と広報
- (4) その他顧問の指示による事項

第 45 条 放送委員会は、放送に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 放送機器の維持、管理
- (2) 校内行事における放送機器の準備等
- (3) その他顧問の指示による事項

第 46 条 会計委員会は、会計処理に関する専門の機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 募金等における金銭の管理
- (2) HRにおける金銭の管理等

- (3) その他顧問、HR担任の指示による事項

第47条 進路委員会は、進路資料室の管理、運営に協力する機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 進路資料の整理、管理
- (2) HRにおける進路用棚の整理等
- (3) その他顧問、HR担任の指示による事項

第3章 部活動

第1項 部活動

第48条 部活動は、その活動を通じて会員の技能と体力の伸長を図るとともに、社会性を養うことを目的とする。

第49条 1年次は原則として一つの部活動に所属し、その活動に参加しなければならない。

第50条 部活動の所属を入学時に決定し、原則として3年間同じ部で活動する。

第51条 部活動会は各部員動全員をもって構成し、次の役員をおく。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 会計 1名

2 部活動会は前項の役員のほかに必要に応じて他の委員、係りを設けることができる。

第2項 運動部部長会

第52条 運動部部長会は会員の体育的活動の促進を図る機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 運動各部の連絡、協議
- (2) 体育的行事への協力
- (3) その他顧問の指示による事項

第53条 運動部部長会は運動各部より選出された正・副部長で構成し、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名（委員の互選）
- (2) 副委員長 2名（ 〃 ）
- (3) 書記 2名（ 〃 ）

第3項 文化部部長会

第54条 文化部部長会は会員の文化的活動の促進を図る機関で、顧問の助言を得て、次のことを行う。

- (1) 文化各部の連絡、協議
- (2) 文化祭等への協力
- (3) その他顧問の指示による事項

第55条 文化部部長会は文化各部より選出された正・副部長で構成し次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名（委員の互選）
- (2) 副委員長 2名（ 〃 ）
- (3) 書記 2名（ 〃 ）

第4章 選挙

第1項 選挙

第56条 生徒会長の選挙は次の通り行う。

1 公示

- (1) 選挙管理委員長は、公示1週間前に選挙管理委員を召集して、公示の準備をする。
- (2) 公示1週間後に立候補の受付を行う。

2 立候補

- (1) 全会員が立候補の権利を有する。ただし転入後3ヶ月以内のものは除く。
- (2) HR担任の承認が得られないものは、立候補できない。
- (3) 立候補するものは会員の20名以上の推せん者を得て、所定の用紙に責任者と連署の上、受付期限内に選挙管理委員会へ届出る。
- (4) 立候補の届出のないときは、選挙管理委員による推薦者を立候補者として決定し、責任者を決めさせ、職員の承認を得て、公示する。

3 選挙運動

- (1) 選挙運動は生徒としての品位を傷つけない範囲で行う。
- (2) 選挙運動の期間は立候補名簿の公示のあった日から投票日の前日までとする。
- (3) 立会演説会は、選挙管理委員会の定める日時及び場所において行う。
- (4) 応援演説は、立候補者1名につき3名以内とし、予め選挙管理委員会に届出て、許可を得なければならない。
- (5) ポスターは候補者1名につき10枚以内とし、選挙管理委員会の指定した用紙を用い、かつ選挙管理委員会の検印を必要とする。
- (6) 立候補者の責任者は、投票の終了後ポスターを除去する。
- (7) 選挙管理委員は選挙運動をしてはならない。

4 投票

- (1) 全会員が、投票権を有する。
- (2) 投票日、投票場所は委員会の定める日、場所とする。
- (3) 投票は、委員会の定めた投票用紙により投票する。
- (4) 立候補者が定員数と等しい場合は信任投票を行う。

5 開票

- (1) 開票は、投票の当日、顧問の助言を得て、選挙管理委員会の管理の下で行う。
- (2) 次の投票は無効とする。但し疑わしいときは選挙管理委員会が判定する。
 - ア 正規の用紙を用いないもの。
 - イ 正しい記述でないもの。
 - ウ 白票

6 当選

- (1) 最高投票者を当選とする。
- (2) 信任投票の場合は有効投票総数の過半数の信任を必要とする。

第2項 解 職

第57条 会員は全会員1/3以上の連署をもって選挙管理委員会に対し、会長の解職の請求を行うことができる。

2 前項の解職の請求があったとき、選挙管理委員会は公示の上、すみやかに解職の投票を行い、過半数の賛成があったときはその職を解く。

3 解職が成立した場合、選挙管理委員会はすみやかに会長選挙を行わなければならない。

第5章 会 計

第58条 本会の運営費は会員の会費、その他の収入をもって当てる。

第59条 会計年度は4月に始まり、翌年3月に終わる。

第60条 年度初めに予算案を作成し、生徒総会に提出し、その議決を求めなければならない。

第61条 3月末をもって決算報告書を作成し、生徒総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第62条 前年度の資料をもとに、暫定予算を組むことができる。

第63条 必要に応じて、年度途中で、補正予算及び組替予算を組むことができる。

第6章 附 則

第64条 生徒総会並びにHR代表委員会の決議事項は、すべて校長の承認を経なければならない。

第65条 この会則の改正は総会の承認を経て、校長の承認を得なければならない。

第66条 本会には本校の職員を顧問におく。